

平成 26 年 9 月 22 日

文部科学省高等教育局学生・留学生課長
渡辺 正実 様

一般社団法人 国立大学協会
教育・研究委員会委員長 濱口 道成

留学生等受入れに係る安全保障上の入口管理等に関する要望

国立大学は、高度人材育成拠点・知の創造拠点としての役割を担っており、グローバル化する知識基盤社会、生涯学習社会の中で、喫緊の課題である我が国の大学の国際的な通用性・共通性の向上や国際競争力の強化の推進、大学のグローバル戦略展開を図る「留学生30万人計画」の実現に資するため、特に大学の国際化や留学生の受入環境の整備等に努めております。

また、昨年12月に文部科学省が取りまとめた『世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略』においては、世界的な留学生獲得競争が激化する中、教育研究の向上や国家間の友好関係の強化に継続して取り組むことに加え、諸外国の成長を我が国に取り込み、我が国の更なる発展を図るため、重点地域の設定等の外国人留学生受入れに係る戦略を策定することが必要としております。

そのため、今まで以上に我が国の大学等への留学が奨励・促進されることとなりますが、留学生等受入れに係る安全保障上の入口管理等に係る方法・ルールが確立されておらず、各大学が種々工夫して実施している状況であり、その対応に苦慮する状況が報告されております。

本件については、平成22年6月23日付「大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について」にて要望いたしました。このたび別添のとおり関係省庁及び関係機関の協力を得て改めて要望事項として取りまとめました。また、本年6月には、一般財団法人安全保障貿易情報センター等の6つの関係機関が「大学に係る安全保障輸出管理行政に関する包括的改善要請書」を政府に提出するなど、本件に関し、改善を求める声が高まっております。

については、適切に入口管理等がなされることにより、日本への留学を志す学生等が不利益を被ることなく、また、大学側が安心して受け入れることができるよう、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

① 政府関係機関の対応窓口の一本化、もしくは明確化

留学生等の受入れには、外務省、文部科学省及び経済産業省等が関係するが、例えば、文部科学省から受入依頼のあった国費留学生（大使館推薦）について、通常は文部科学省と各大学の留学生担当部署が相互の窓口となって情報交換し受入れ手続きを進めている。しかし、大学側の受入内諾後に、外務省からの担当教員への直接の問合せ等、政府機関から個別に問合せを受けることがあり、実務上非効率で混乱を招きがちである。また逆に、大学側から政府機関に相談する際の担当部署等が不明確である。

については、政府機関側の対応窓口担当を一本化するか、あるいは、役割毎に窓口を明確化していただくとともに、大学に対する連絡は留学生担当部署（大学によっては、安全保障輸出管理担当部署）宛てとし、受入教員への直接の連絡は避けていただきたい。

② 入口管理の重点化について（在籍身分と学問領域の観点から）

留学生に受入れの内諾を与えた後にそれを覆すことは困難であり、早い段階での入口管理に伴う事前確認が求められることや、国際社会の平和及び安全への影響がないよう詳細な項目を用いて慎重に判断することは、大学及び指導教員にとって過大な負担となっている。また、過度に慎重な判断をすれば、教育・研究を使命とする大学と日本留学を志す留学生等の双方にとって不利益となる。

については、大学・指導教員及び留学生等の負担軽減の観点から、入口管理の対象を、特に理工系の大学院生に重点化し、学部生や文系大学院生の入口管理を簡素化することや、さらには入学後の中間管理で課題となる「基礎科学分野の研究活動」の定義と解釈を見直し、米国の対応と同様に研究成果の公開を前提とした研究活動については、基礎科学のみならず応用科学分野の研究も含めることなど、入口管理実務の負担軽減につながる方策をご検討いただきたい。

③ 政府機関と大学が継続的に検討・協議する場の設置

今回の要望を取りまとめるにあたり、関係省庁等から検討会議に出席していただき、意見交換を行うことができたのは、それぞれの立場や事情を理解するうえで非常に有益であった。今回は、「入口管理」に焦点をあてたが、受入後の「中間管理」や「出口管理」への対応も重要であり、今後さらに検討が必要である。

については、関係省庁、関係機関と大学（国立大学だけではなく、公私立大学含む。）が本課題を継続的に検討・協議する場を政府機関側に設けていただきたい。

併せて、新たに設置された検討・協議する場においては、各政府機関及び大学の果たすべき機能と役割を明確化し、各種課題を検討するとともに、大学現場で経験の少ない管理者であってもよりスムーズに「入口管理」等の対応ができるよう、各大学におけるグッドプラクティスや簡便で汎用性の高いマニュアルの作成等について検討・協議し、その結果を関係省庁、関係機関と大学とが共有するとともに、全国の大学に情報提供いただきたい。